別表第4を次のように改める。

本籍の都道府県名	コード
北海道	001
青森	002
岩手	003
宮城	004
秋田	005
山形	006
福島	007
茨城	008
栃木	009
群馬	010
埼玉	011
千葉	012
東京	013
神奈川	014
新潟	015
富山	016
石川	017
福井	018
山梨	019
長野	020
岐阜	021
静岡	022
愛知	023
三重	024
滋賀	025
京都	026
大阪	027
兵庫	028
奈良	029
和歌山	030
鳥取	031
島根	032
岡山	033
広島	034
山口	035
徳島	036
香川	037
愛媛	038
高知	039
福岡	040
佐賀	041
長崎	042
熊本	043
大分	044
宮崎	045
鹿児島	046
沖縄	047

別表第5の表中「中国」を「中華人民共和国」に、「バハレーン」を「バーレーン」に、「モルディヴ」を「モルディブ」に、「南アフリカ」を「南アフリカ共和国」に、「モーリシァス」を「モーリシャス」に、「セルビア・モンテネグロ」を「モンテネグロ」に、「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
セルビア
コソボ」に、「米国」を「アメリカ合衆国」に、「ホンデュラス」を「ホンジュラス」に、「アンティグァ・バーブーダ」を「アンティグア・バーブーダ」に、「441」を「441
442
443」に改める。

別表第8の表中「韓国」を「大韓民国」に、「中国」を「中華人民共和国」に、「バハレーン」を「バーレーン」に、「モルディヴ」を「モルディブ」に改め、「朝鮮民主主義人民共和国」を削り、「南アフリカ」を「南アフリカ共和国」に、「モーリシァス」を「モーリシャス」に、「セルビア・モンテネグロ」を「モンテネグロ」に、「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
セルビア
コソボ」に、「米国」を「アメリカ合衆国」に、「ホンデュラス」を「ホンジュラス」に、「アンティグァ・バーブーダ」を「アンティグア・バーブーダ」に改め、「139」を削り、「441」を「441
442
443」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第四十六号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、平成二十一年三月環境省告示第十四号（河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十四日

環境大臣臨時代理
国務大臣　鹿野　道彦

別表第1の5の項中「三治ダム湖」を「八汐湖」に改め、同表の9の項中

渡良瀬川(2)（桐生川合流点から袋川合流点までに限る。）	A	イ		

を

渡良瀬川(2)（桐生川合流点から袋川合流点までに限る。）	A	イ		
相模川上流(2)（柄杓流川合流点から相模湖大橋（相模ダム）までに限る。）	A	ハ	昭	
相模川上流(3)（相模湖大橋（相模ダム）から城山ダムまでに限る。）	A	イ	昭	

に、

平成22年９月24日

に改め、同表の13の項中

流に	B	ロ	昭和48年３月31日

を

渡良瀬川(2)（桐生川合流点から袋川合流点までに限る。）	A	イ	

に改める。